

第 5584 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 2日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 相続税の周知文

Q: 相続税の申告案内が見直されたのに併せて、相続税の周知文が送付されていると聞きました。相続税の周知文ってどんなものなのですか?

A: 次のようなものです。

【解説】

相続税の周知文とは、相続税の課税ベースが拡大されたことに伴い、相続税の課税が見込まれる人に対して、相続税の周知・広報を目的として送付されるものです。

したがって、相続税の申告が必要かどうかの判定を勧めるためのものですから、特にその結果を相続税の申告案内にある相続税の申告要否検討表のように提出を検討しなければならないというものではありませんので、特に何かを提出する必要はないのですが、一応、税務署では相続税がかかるのではとみられているということですから、その要否は確認しておくべきでしょう。

なお、相続税の申告案内と相続税の周知文の違いは、相続税の申告案内が相続税の課税が見込まれる者に対して送付されるものに対して、相続税の周知文は相続税の申告義務が生じる可能性がある者に送付されるものですから、その申告義務の見込みの程度が違うということがいえます。

また、相続税の申告案内が相続税の申告期限の4ヶ月前を目途に送付されるのに対し、相続税の周知文が相続税の申告期限の3ヶ月前を目途に送付されるという点でも違いがあります。

